

令和元年度

『営業活動強化支援事業補助金』のご案内

みやぎ産業振興機構では、県外企業からの受注拡大（営業活動等）に取り組む県内の中小企業者、小規模事業者を支援します。

対象企業

次の全ての要件を満たす方

- 県内に事業所を有し、県内において製品の生産、製造を行う中小企業者・小規模事業者
- 機構取引支援課の支援（個別あっせん、商談会等）を受けて取引の獲得、拡大に取り組む中小企業者・小規模事業者
- 暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等でないこと
- 全ての県税に未納がないこと

対象事業

次のいずれかの要件を満たす受注拡大に向けた取組み

- 機構取引支援課が紹介した県外の発注企業を含んだ発注企業へ行う営業活動（企業訪問）
- 次の産業に関して県外で行われる商談会等への参加
 - ※ 機構が参加料を徴収するものなどは対象外となります。
 - (1) 自動車関連産業 (2) 高度電子機械産業 (3) 医療・健康機器産業
 - (4) 航空機関連産業 (5) クリーンエネルギー等環境関連産業
- 県外企業からの受注拡大に必要な資料（パンフレット、ちらし、映像資料等）の作成

対象経費

- 上記の営業活動及び商談会等への参加に必要な旅費、宿泊費
 - ※ 旅費、宿泊費は一回につき2名分が上限で、定額となります。
 - ※ 出発地が宮城県外の場合も対象となります。
- 上記の資料作成に必要な印刷経費、委託料
 - ※ 名刺は対象外となります。

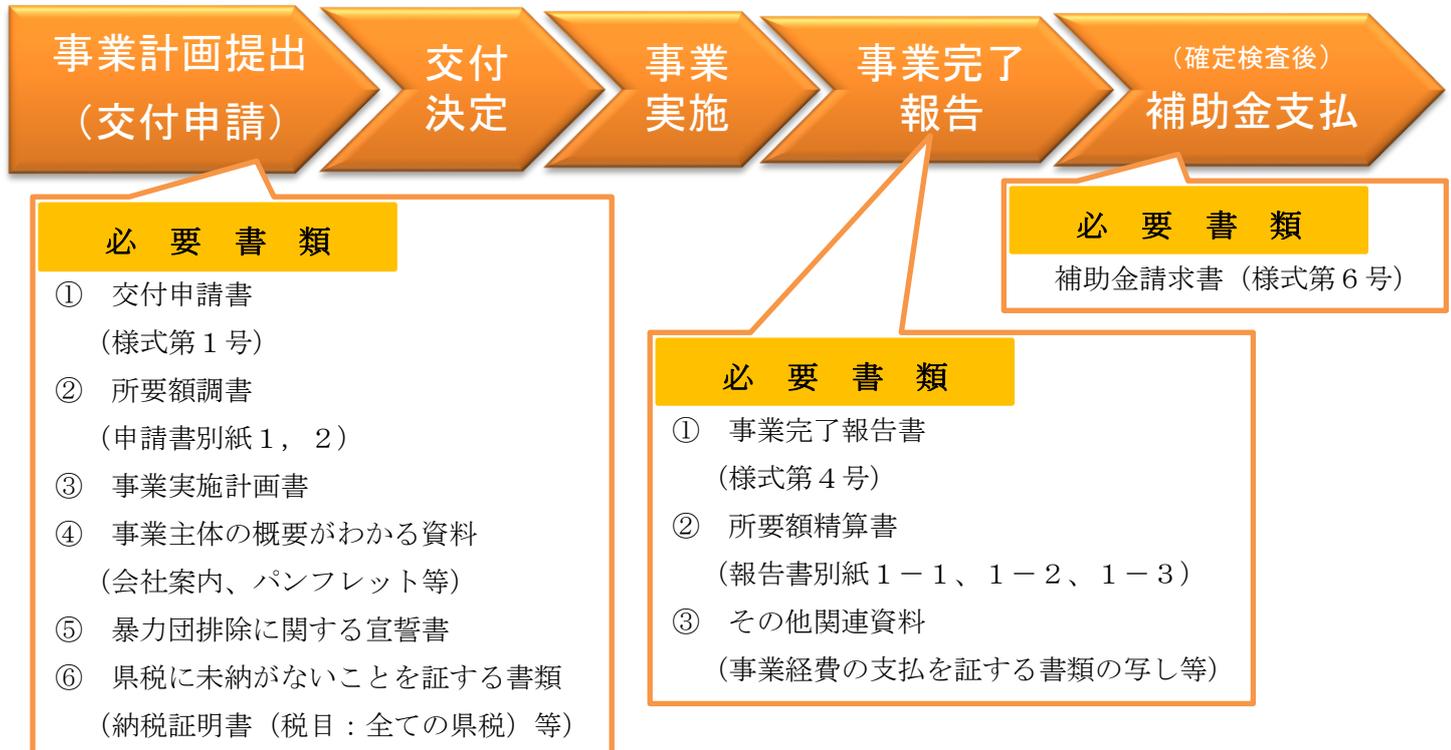
補助率・補助限度額

〈補助率〉対象経費の1/2以内

（小規模事業者は対象経費の2/3以内）

〈補助限度額〉10万円

事業の流れ



※ 補助金の申請は各社1年度につき2回まで可能です。

※ 交付決定後、事業の計画(内容)を変更する場合や中止、廃止を行う場合、別途申請書の提出と承認を得る必要がある場合があります。詳しくは事前にお問い合わせください。

※ 事業完了後は、完了の日から「20日以内」に事業完了報告を機構に提出してください。

※ 事業完了後、本事業に関する調査(アンケート等)を実施する場合があります。ご協力をお願いします。

※ 申請書様式や補助金の要綱、補助金に関するよくある質問への回答などは、下記のホームページから閲覧、ダウンロードが可能です。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

【ホームページ(URL)】

<https://www.joho-miyagi.or.jp/eigyokyouka>

お問い合わせ、申請書等提出先

(公財)みやぎ産業振興機構産業経営支援部取引支援課
〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-14-2
電話: 022-225-6637 (直通)

旅費の補助基準額 (1回あたり2名上限)

都道府県名	補助基準額 (旅費の額)
北海道	58,000円
青森県	22,000円
岩手県	13,000円
秋田県	21,000円
宮城県	0円
山形県	2,000円
福島県	6,000円
茨城県	19,000円
栃木県	17,000円
群馬県	24,000円
埼玉県	21,000円
千葉県	23,000円
東京都	22,000円
神奈川県	23,000円
新潟県	39,000円
富山県	61,000円
石川県	64,000円
福井県	68,000円
山梨県	29,000円
長野県	33,000円
岐阜県	62,000円
静岡県	33,000円
愛知県	61,000円
三重県	64,000円
滋賀県	68,000円
京都府	67,000円
大阪府	68,000円
兵庫県	69,000円
奈良県	68,000円
和歌山県	70,000円
鳥取県	82,000円
島根県	84,000円
岡山県	76,000円
広島県	82,000円
山口県	88,000円
徳島県	83,000円
香川県	78,000円
愛媛県	86,000円
高知県	85,000円
福岡県	93,000円
佐賀県	95,000円
長崎県	103,000円
熊本県	104,000円
大分県	100,000円
宮崎県	107,000円
鹿児島県	116,000円
沖縄県	115,000円

※ 交通(鉄道・船・航空)手段・費用にかかわらず定額。
 交通手段が車両のみによる場合は、上記額にかかわらず、路程に応じ1キロメートルあたり32円に有料の道路の利用料を加算した額。(1キロメートル未満の端数があるときは、これを切り捨て。)

宿泊費の補助基準額 1人1泊8,000円 (1回あたり2名上限)